

令和元年10月25日招集

第10回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第10回狭山市農業委員会総会

令和元年10月25日（金曜日） 開催場所 狭山市役所 604会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農用地利用集積計画案について
 - (2) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主幹 松尾直人	主任 藤田仁実
---------	---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより第10回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 農用地利用集積計画（案）

席上に配付しました

- ・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料5 農委だより（案）
- ・資料6 農業委員会等の綱紀の保持について
- ・農業者の委員のみ、農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケートとなります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第10回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 （会長の挨拶）

総会終了後に農地法一時転用について、農業委員研修が予定されています。

局長 ありがとうございました。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

議 事

議長 只今から、第10回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号4番 古谷委員と5番 細田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動について」を議題とします。

各地区推進委員の活動報告並びに計画について説明を求めます。

- 議 長 はじめに、入間川地区の粕谷推進委員さん。
粕谷委員 荒地調査をやりました。確実に増えたところは2件です。近所の高齢者が刈れないと言ってきました。木が生えているところはどうにもなりません。
- 議 長 ありがとうございます。次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。
仲川委員 一筆調査をしました。リストに挙がっている手付かずの所はそのままです。事務局と確認しながら進めていきたいです。耕作しているか、草なのか、判断の難しいところもあります。
また、別件ですが、3月の総会にかかりました案件の、北入曽の入間野小近くで太陽光発電施設を作る計画について、事業終了が6月30日でしたが、全く進んでいないので、どうなっているか懸念されます。回っていて気になったのでご報告します。
- 議 長 ありがとうございます。続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。
山下委員 堀中の2反3畝の畑を農業法人さんが借りる約束をしてくださいました。2反の畑で売買希望だったところも、同じ農業法人が借りることになりました。
- 議 長 ありがとうございます。続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。
平本委員 全筆調査をしました。できない家はそのままだなっていました。放置の場合の対策はどうするか考える必要があると思います。
23日、草の苦情について、奥富地区農業委員・推進員・事務局職員で地権者の所に行きました。ただ、体調が思わしくないと、向こうも主張をしておりました。
- 議 長 ありがとうございます。次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。
小谷野委員 全筆調査をしました。23日に、農地の見回りをしました。
- 議 長 ありがとうございます。次に松村推進委員、お願いします。
松村委員 荒地調査をしました。殆ど改善されていません。事務局から、農地の適正管理についての通知が来たとの相談がありました。家庭菜園に貸していたら、知らぬ間に返されていて荒地にされたので急いで刈りました、とのことでした。
笹井地区の雑木林と思っていた場所に、重機が2ヶ月くらい入って、一反200万円かけて伐根して、きれいな畑になりました。
- 議 長 ありがとうございます。次に渡邊推進委員、お願いします。
渡邊委員 5回、荒地調査をしました。堀中地区について、農地を借りるとすると、管理負担金1反10万円を払わないと灌水が使えないようになっていきます。農地を5年借りて、その後使わないとき、払ったお金はどうなってしまうのか？ というのが農家の声です。売買でなく、借りる場合の堀中の使い方の点については、経営としては得ではないなという話です。市が補助事業として入れた事業ですから、使い方の点については、市がお声をかけていただいたほうが話を聞きやすいかなと思います。
荒地調査について、毎年回って歩いて、終わった頃に耕耘するという状況があります。何をどうすれば解消できるか、作業の受け手を探すか、地主に提案す

- るかしないと、同じ事を繰り返すだけで絶対に変わらないと思います。
- 議長 ありがとうございます。荒地の対応については、年々増えているのは確かだと思います。耕作放棄せざるを得ない状況が個々の家庭にあるのかなと思います。
- 諸口委員 報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。
- 事務局 隣接地主が耕作放棄地の面倒をみるのはいいと思うのですが、農業委員会として1反いくらで管理するという金額は持っているのですか？
- 事務局 基本的にはないですが、色々な方の話しを聞くと、機械を動かす油代として1反1万円というのが相場と思います。それも、年に何回かやるので、年間10万円くらい予算を見る、それも払えない人が出てきてしまうと、今回はただでやってやるよ、というのが慢性化して、甘えてきたりということが出てくる。作業する側のことも考えると1反1万円というのが相場と思います。
- 会長 年間5～6回やらないときれいにはなりませんね。それ以下では隣の畑に迷惑をかける。
- 他にございますか？
- 小口委員 仲川委員からお話のあった入曾の太陽光発電施設の件ですが、着工について、いつごろまでというルールはあるのですか？
- 事務局 申請者が市のほうに進捗状況の報告を半年ごとに出すようになっていきます。市は、出してもらったものを県に出すことになっています。
- 会長 5条の県の許可が手付かずになったときの対応はあるのですか？
- 事務局 この件に限らず、転用で許可を取っても、計画が実施されていないところは多々あります。完了されないと地目は変えられません。もちろん、許可を取ってそのまま何もしないで良いわけはありません。
- 皆さんに審議していただく中で、必要性・緊急性があって決定されたのに、どうしてもよくなってしまうのはいかがなものか。だが、それをもって取り消しできるか否かについては、相手を取り消しを望まなければ、それをもって取り消しはできません。
- 小口委員 1年、2年、3年経っても、何もしなくても、農業委員会としては何もできないのですか。
- 事務局 そのとおりです。いつ着工するかわからないためです。
- しかし、転用許可を取った農地については、税制上畑ではなく介在畑といって、何もしなくても税額だけは宅地並みでかかってきます。取り消さない限りはそのままにしておいても、お金だけが出て行って実入りはない。実施して成果をあげればいい、という2択を選ばせてあげる、ということです。
- 議長 この畑を引き続き農地として置く方がいいのか、あるいは、他のものに転用するのがいいのかということについて、第一義的に審議をさせていただいたと思います。そこで、転用しても周辺の農地に支障がないという、委員会として5条の転用を許可しました。許可になっても所有権移転しませんと土地の売買

議長 契約では代金も入りません。今回の場合は5条申請で、農業委員会の許可の案件どおりしませんが、法務局で地目変更ができず、所有権移転が難しいのかなと思います。今でも旧地主の所有名義だと思います。
報告が終わりましたが、農業委員から質疑等がございますか。
(質疑なし)
無いようです。引き続き、宜しくお願いいたします。

次に、議案第2号「農地法第5条項の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員

議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字東丸山271の1他5筆、地目は畑、地積は合計1,583㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、東京都杉並区で老人保健施設の事業を行っている法人です。転用目的は、既存駐車場の拡幅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性 適
- ・緊急性 適
- ・周辺農地への影響 なし
- ・代替性 適
- ・目的実現性 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可相当とし、県に提出します。

議長 整理番号2番、3番は関連がありますので、一括審議とします。
整理番号2番、3番について、担当委員の説明を求めます。
細田委員 議案番号2、整理番号2番及び3番につきましては、関連のある案件ですので一括でご説明いたします。

本件は平成30年10月25日開催の農業委員会総会において「許可相当」と決し、翌11月20日付け指令環政第685-1号及び指令環政第686-1号にて砂利採取用地並びに仮設通路及び表土置場用地としての一時転用許可申請が県知事許可となりましたが、悪天候により作業の遅延が生じたことから、一時転用の期間の延長を求めているものであります。
詳細につきましてご説明いたします。

砂利採取用地である下奥富字宮後1615番地、田 7, 570㎡、同1616番地、田 3, 958㎡、同1617番地、畑 3, 111㎡につきましては、許可期間である平成30年11月21日から平成31年11月20日を令和2年1月20日までの間に改めるものであります。
また、仮設道路及び表土置場用地である下奥富字原井2400番地、田 952㎡、字宮後1618番地、畑965㎡につきましても同様に2ヶ月の延長を求めています。なお、当時の許可内容は、下奥富字清水2232番地、畑 739㎡も表土置場用地として含まれておりましたが、同所の利用は期間内に終了の見込みであることから変更はございません。

本件は、転用期間の変更許可申請であることから、通常、総会の席上において説明しております法令関係事項は省略させていただきましたが、ご審議の程、宜しく願いいたします。

議長 説明が終わりました。事務局から補足があります。
事務局 補足をさせていただきます。申請者のほうから聞き取りをしたところおよそ90%については、終了しているということで、表土置場についても今現在掘削しているところの同じ敷地内に置ける範囲の表土しかないという話を聞いております。

議長 質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

議 長 次に、協議・報告事項に移ります。(1)農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局 (資料3の説明)

・新規3筆、合計面積は3,787㎡。

・受け人について、認定農業者になった日はH28年9月25日。

議 長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを一括でお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

この結果につきましては、事務局において市に報告してください。

次に(2)農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、事務局から説明を求めます。

事務局 (資料4の説明)

法第3条届出は、10件、全て相続によるもの。

法第4条届出は、1件、畑750㎡。

5条届出は、9件、田213㎡、畑2,053㎡、転用面積の合計2,266㎡。

議 長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようです。

事務局からは何かありますか。

事務局 (資料5 農委だより(案)について)

(資料6 農業委員会等の綱紀の保持について)

(農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケートについて)

(台風19号についての被害状況について)

議 長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、これをもちまして、第10回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。

この後、10分休憩をはさみ、20～30分程度研修を行いますのでよろしくお願ひします。